

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

郡 山 市 長

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、郡山市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、郡山市が一切責任を持たないことに同意します。

記

1 買受公売財産（売却区分番号）
（郡山 — — ）

2 受取予定日
令和 年 月 日

整理番号	
住 所	
氏 名	印
電話番号	

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。御了承下さい。